

令和8年3月末で

しょくし 収入証紙を 廃止します



収入証紙は、現金の代わりに申請書等に貼り付けて手数料を納めるものです。
※国の「収入印紙」とは異なりますので、ご注意ください。

収入証紙の販売・使用は
令和8年3月末まで

未使用
収入証紙の還付(払戻)は
令和13年3月末まで



滋賀県イメージキャラクター
うおーたん

令和8年4月からの手数料の納付方法

オンラインでの納付

オンラインでのクレジットカード、
ペイジーによる電子納付

受付窓口での直接納付

受付窓口でのキャッシュレス決済
〔クレジットカード・電子マネー〕
〔コード決済(スマホ決済)〕
または現金での納付

金融機関等での納付

県が交付した納入通知書を使用し
金融機関の窓口等で納付

ウェブ事前登録による コンビニでの納付(予定)

専用ウェブサイトから事前登録を行い
コンビニで納付

※納付方法は申請手続により異なります。詳しくは、各申請先にお問合せください。

※「オンラインでの納付」「受付窓口でのキャッシュレス決済」は、一部の手続で導入済みです。